

決議 嘆願書

- 一 現構上工場長、更迭ハ絶對ニ必要ス（工場部ハ從來通り）
 - 一 男工、賃根五割増給セラレタレ（物價騰貴ニ依ル）
 - 一 女工、賃根三割増給セラレタレ（同上）
 - 一 社員ノ月給三割増給セラレタレ（同上）
 - 一 賞與ハ会社ノ利益金ノ三割ヲ提業員ニ配當ス
 - 一 利益計算書ハ決算期後ニ才示ヲ命ジ
 - 一 福利者ハ、支給ハ定日期同中ハ全額ヲ支給セラレタレ
 - 一 三須新工場長之功勞金壹千円ノ増与ヲ願フ
 - 一 相芳ノ国防献金ヲセラレタレ
 - 一 提業員、後援会（共済会）ニテ毎月放分、出金ヲナシ種々ヲ国防献金ス
 - 一 社員、退職手当規定ヲ文書ニ依リ發表セラレタレ
 - 一 提業員、社員ニ昇格レタル場合ハ工場現定ノ退職手当金ヲ即時支給セラレタレ
 - 一 王様製面ハ、神聖ナル教育品ナル故ニ蓄意ハ止メラレタレ
 - 一 現在、共済會項目中、一部ノ復更ヲ求ム
- 夏更項目
- 一 副議長ヲ設置、事
 - 一 副議長ハ工場長ヲ以テ就任ノ事
 - 一 委員ハ社員側工場側同数ノ事
 - 一 共済會、決議ハ教育ノ爲メ
 - 一 争議期間中、給料並ニニ誤費用ハ絶對ニ全額ヲ支給セラレタレ
 - 一 犧牲者ハ絶對ニ出サヌコト
 - 一 右條項ヲ全員一致ヲ決議ス

右條項ヲ全員一致ヲ決議ス

昭和十三年六月十八日

工場長 溝上 良全
 後工長 奈良木 權
 以下餘工共十七名署名捺印

決議 嘆願書 回答

- 一 提業員ヲ入レテ原狀維持トス
- 二 提業員工場課長ハ工場協會等ニ就テ調査、上平均賃根額ニ於テ本社ノ平均賃根額ハ他社ニ在ル場合ハ之ヲ以テ新レ得ス限リ優待ニ努ム
- 三 社員ノ月給ハ諸君ノ要求スベキモノニ非ズ
- 四 福利者、年賃トシテ支給スベキモノニ非ズ
- 五 福利者、年賃トシテ支給スベキモノニ非ズ
- 六 福利者、年賃トシテ支給スベキモノニ非ズ
- 七 福利者、年賃トシテ支給スベキモノニ非ズ
- 八 福利者、年賃トシテ支給スベキモノニ非ズ
- 九 福利者、年賃トシテ支給スベキモノニ非ズ
- 十 福利者、年賃トシテ支給スベキモノニ非ズ